

仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）

■日 時	令和元年9月11日（水） 9時30分～12時30分
■場 所	市役所本庁舎6階 第1会議室
■出席委員	風間会長、丸尾副会長、伊藤委員、遠藤委員、小林委員、西條委員、深見委員、牧委員、山崎委員、山田委員
■欠席委員	岩谷委員、菊池委員、松木委員、松八重委員、山口委員
■事務局	柳津環境部長、樋口環境部参事兼環境企画課長、相田環境対策課長、加藤環境共生課長
■審議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 仙台高松発電所建設計画に係る環境影響評価準備書について（諮問第63号）</li> <li>・(仮称) 仙台バイオマス発電事業に係る環境影響評価準備書について（諮問第67号）</li> <li>・(仮称) 仙台芋沢太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書について（諮問第65号）</li> <li>・(仮称) 仙台市岩切山崎今市東土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書について（諮問第66号）</li> <li>・鶴ヶ谷第二市営住宅団地再整備事業に係る環境影響評価方法書について（諮問第64号）</li> </ul>
■事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者1 (仮称) 仙台高松発電所建設計画 事業者</li> <li>・事業者2 (仮称) 仙台バイオマス発電事業 事業者</li> <li>・事業者3 (仮称) 仙台芋沢太陽光発電事業 事業者</li> <li>・事業者4 (仮称) 仙台市岩切山崎今市東土地区画整理事業 事業者</li> <li>・事業者5 鶴ヶ谷第二市営住宅団地再整備事業 事業者</li> </ul>
事務局	<p>【次第1 開会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査会成立報告</li> </ul>
事務局	<p>【次第2 資料確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料確認</li> </ul>
風間会長	<p>【次第3 審議】</p> <p>〈公開・非公開の確認〉</p> <p>原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息・生育場所等に関する事項があれば非公開とする</p> <p style="text-align: right;">→（各委員了承）</p> <p>議事録署名 遠藤委員を指名</p> <p style="text-align: right;">→（遠藤委員了承）</p>
(審議1)	

風間会長	それでは審議に入る。 審議事項1の（仮称）仙台高松発電所建設設計画に係る環境影響評価準備書について審議する。まず、事務局から説明をお願いする。
事務局	準備書に対する意見書の提出期限は8月30日までとなっており、期限までに22通96件の意見があったと事業者から報告があった。 前回の審査会における指摘事項に対する対応方針については、資料1-1により、市民からの意見及び事業者の見解については資料1-2により、事業者から説明をお願いする。
事業者1	(資料1-1及び資料1-2について説明) ただいまの説明に対して、委員の皆様からご質問、ご意見をお願いする。
風間会長 伊藤委員	前回指摘したカーボンニュートラルについて、イラストで示すことにより、わかりやすくなつたが、一番知りたいのは、排出されるCO <sub>2</sub> と、植物が光合成によって吸収できる能力、つまり年間どれくらい乾重量として生産できるかとの收支関係である。その計算は難しいということだが、世界のいろいろな生態系別、温帯域や寒帯域の植物の純生産量とかそういうデータを入手し、それから林野庁の炭素吸収量の能力や、森林総合研究所で出しているデータも使って、実際に樹木がどのくらい光合成できるかを計算してみたところ、温帯域の広葉樹林では平均で1平方メートル当たり年間1; 200トンになる。例えば年間30万トンの木質バイオマス、それが全部乾重量だとしてどのくらいの樹木の生産力になるのか計算すると2万5,000ヘクタール分の樹木の面積になる。そんなに広い面積の樹木が光合成しないと、そのものを賄えないのではないかと感じたところである。カーボンニュートラルの概念はわかるが、收支がどうなるというところの大まかなわかりやすい図式があると住民も含めてバイオマス発電に関する説得力が増すのではないかと思う。もう一度検討していただきたい。
事業者1	また、二酸化炭素は温室効果ガスということで悪いイメージがあるが、植物にとっては必須栄養素である。二酸化炭素は悪者ではなく、私たちに必要なエネルギーのもとをつくってくれるので、どういうふうにサイクルとして回るのかをきちんと理解した上で発電をやっていくことが持続可能な社会としてのステップではないか。
	前回のご指摘を踏まえ、今回、さまざまな文献なども見ながら試算をしようとしたが、具体的な数字を提示するのは難しいという結論に至り、結果的にこのイラストでご説明している。
	今回、燃料の調達は北米を中心に考えているが、ご指摘いただいた内容も含め、林野庁のホームページを参考にしつつ、北米サプライヤーとも何度も話をしたが、土地柄とか気候によっても違い、樹木などの種類や成長の年度でもかなり数字が異なってくるのがわかつてきたところである。方法が決ま

伊藤委員

つていい中、誤解を招くような数字を出すことは我々一企業としての姿勢が問われると思っているので、その辺を検討した上でも難しいというのが現時点での見解である。

山田委員

1年間でどのくらい光合成するかについては、樹種によって、環境によつて違うのは皆さん理解していると思うじ私も理解できる。いろいろ調べてみたら数字がばらばらだったことはわかったが、シンプルに考えた場合に、1年間にこのくらいの面積だったら光合成が平均でこのくらい、最大でこのくらいということは出せると思う。使用するのが何トンあって、生産されるのが何トンというのをシンプルな話で、1年間に限ってということであれば示せるのではないか。ただし書きをつければみんな理解すると思うし、「難しいから出しません」は違うのではないか。

事業者1

今の回答だと、非常に仙台市民に対して無責任なお答えかなと受け取った。我々は、例えば国産材を使っているとその山が植林されるなどどうなっていくのかというのが目に見えて、その企業に対する努力や、消費のあり方について考える機会があるが、これが一旦異国の地になってしまふと全然姿が見えない。その中で我々はサービスとしてエネルギーを受けるだけで、そんな無責任な仙台市民でいいのだろうか。

この施設の実質的な稼働年数、30年か40年か、その間、消費される木材資源を得るのに必要な林産資源地としての面積が担保できているのかをしっかりと計算してほしい。いろいろな条件によって差が出るのであれば、こういう条件による計算であると明記すれば、誤解は招かないのではないか。説得力のある説明をしてほしい。

具体的な数字の示し方については、林野庁のホームページの中でも難しいと示されており、また、国の制度や、世界的なパリ協定、取り決め等々も踏まえても、決められているものは全くなく、また事例もない。いろいろ調べた結果として算出困難であることを、我々企業としてきちんとお伝えしたい。

一方で、ご指摘いただいた例え北米の木材の持続可能性については、サプライヤーとも具体的な協議を何度もしている。例えばアメリカの南東部だと数千万ヘクタールという森林面積があり、地球温暖化対策として既に欧州ではペレット需要があり、これから我々以外の日本の事業でも需要が増えていく状況でもなお、むしろ森林の賦存量が増えていることを確認している。従って、我々の事業を数十年やっていく中ではそこは問題ないというのが我々の考え方である。

山田委員

今の決断に至る根拠となる数字を出せばいいのではないか。どこまでわかって、どこまではわかっていないなど、努力したことを誠実に示すことが環境アセスメントを実施する上での事業者としての責任ではないか。

事業者1

今回、具体的な数字を出すことで、我々の事業だけでなくほかにも影響す

小林委員

る可能性があるので、一度検討させていただきたい。

今の件に関連して、前例がなかったことや、アメリカのサプライヤーに確認してようやく賦存量がわかったことなど、これら全てについて資料として示されなければ我々には全くわからない。わかって電気を使いたい人たちに対する答えとしても、その資料をぜひ出していただきたい。

それから、評価項目の選定のところで、石炭との混焼ではなくなったので、施設の稼働における二酸化炭素については選定しないことになっている。しかし、今回の説明を受けて、例えば木の種類によってもCO<sub>2</sub>排出量が違うなど、かなり掘り下げて検討しているようなので、例えば日本の木が使えるようになってCO<sub>2</sub>が下がるとか、そういうことは非常に重要なインフォメーションとなる。カーボンニュートラルは一つの考え方であるが、より効率よく使えばよりニュートラルに近づくかもしれないし、効率のいい木を使えば小さい面積で済むかもしれない。そういうことを供用後にチェックし、公開していくことが、多くの疑問に答えることになり得るので、ぜひそういった取り組みをお願いしたい。

事業者1

ご指摘の内容については、前向きに物事を説明していくということが市民の皆様にとってもより理解をいただけることになろうかと思うので、事後調査などにおいて対応させていただくことを検討したい。

西條委員

CO<sub>2</sub>の問題だけではなく、資材の需要と供給について、例えば、東南アジアから一時期ラワン材がたくさんあるということで、日本でどんどん輸入して使われてきた。昭和30年代、40年代の家や建物を見ると、家具や内装、建材としてラワン材が相当使われていた。その結果、今何が起こっているかというと、現地のラワン材はもうほとんどなく、日本でも当然、建材としてのラワンは使えないようになっている。

また最近、南米ではバナナ自体がとれなくなってきて、それはとり過ぎということではなく、害虫とか細菌の問題があるようだが、物を使い過ぎれば当然、間伐材や副産物で余り物でもそれを世界の先進国がそういう使い方をしていけば、いずれ資源はどうなっていくのだろうか。森林を育成するというサイクルがうまくできるという前提のもとというお話をあったが、今の気候変動の時代、それが本当にサイクルとして続けていけるのかどうかということも少し検討していただければと思う。

事業者1

一般に発電所の建設においては、特に基礎のコンクリート型枠などに熱帯材を使ったりするケースもあるようだが、本事業では、木を原料とした型枠を使うのではなく、プラスチックなどの木以外のものをベースとした型枠を使う計画としており、これらについては準備書の7-10ページに配慮項目として選定し、熱帯材を使わない形で建設を計画している旨を示している。

熱帯材は、最近アマゾンで火災が起こっていて非常に問題になっているが、

	全体的な温暖化対策という観点で、この事業を捉えさせていただいている。ラワンの話は、人間が使い過ぎればそういうことになるという事例である。資料に、間伐材、おがくず、おが粉などの副産物などを使うということが書いてあるが、国内での建築廃材などはどう考えているのか。
西條委員	建築廃材メインでやっているバイオマス発電所もあるが、今回の計画では国内の建築廃材を入れる予定はない。 資源のサイクルについては、主燃料となるペレットは主に北米の植林場所から出るものであり、森林認証をしっかりとったもので、その可能性を担保しているということを確認していきたい。
事業者 1	カーボンニュートラルの観点からすると、海上輸送は別問題であり、実際は輸送で二酸化炭素を大量に排出することになると思う。準備書の中でも予測されているが、この点に関して補足することはないか。
山崎委員	海上輸送については、カーボンニュートラルとは別の話であり、純増となることは事実である。予測については、定められた方法がないという点は同じであるが、我々としては安全サイドに立って、多めになるような形で示している。 船の大きさで効率が変わってくるので、例えば国内でやりくりするような内航船の小さな船だとCO <sub>2</sub> は多めに出るし、外航船のような大型船であれば縮小されることになる。決まった排出係数がないので、今回は、小さい船を含めてかなり保守的な係数を用いて算出している。
事業者 1	実際に供用する際には、仙台港は国内では珍しく水深が14メートルある埠頭があるため、これを使用させていただき、使用船舶の大型化を目指している。 船の大型化の為には、多量の燃料を貯留できること、ペレットを雨に濡らさないよう屋内保管とすることが必要となるため、ほかの事業と比較してもかなり大きな貯留庫を準備している。
山崎委員	さらに、貯留庫まではトラック輸送ではなく、コンベアを引いて自動で持つていけるように、また密閉型にすることで、CO <sub>2</sub> と粉じんを抑えるなど、大型船受け入れのための工夫をしている。
事業者 1	資料のほうにも極力、きっちり書いておくのがよろしいのではないか。 了解した。
丸尾副会長	資料1-1の7ページ、植物、動物への影響について、「大気汚染物質の植物の生育に及ぼす影響として、二酸化窒素が0.5 ppm以上、二酸化硫黄が0.02 ppm以上とされている文献があります」とあるが、これは、どういう文献か。物質は違うが、オゾンでは、環境基準が0.06 ppmで、お米や小麦の収量に及ぼす影響はその半分の0.03 ppmというのがある。二酸化窒素だと環境基準が0.06 ppmで、この1桁以上大きい値とな

っているので、もう少し精査していただきたい。二酸化窒素の環境濃度が0.12 ppmになるので、影響は少ないとは言えないと思われるので、もう一度整理していただけないだろうか。

事業者1 ご指摘のとおり、物質によって大きな違いがある。オゾンやSO<sub>2</sub>といったものについては影響を及ぼす濃度が比較的小さい値で、環境基準に近い値となっている。また、暴露期間によっても大分変わってくる。

一方、NO<sub>2</sub>などについては、植物自体がNO<sub>2</sub>の浄化作用を持っているぐらい比較的高い濃度でも対応できるという資料もあり、そこで大きな開きが生じている。もう少し時間をかけて文献を確認していきたいとは思うが、その結果によって大きな開きが出てくるというところはある。次回、資料でもって、開きの部分も含めて説明はするが、影響評価という観点でいくと、現地調査でもって確認するのが一番確実な検証になると考えており、事後調査を充実していきたいと考えている。

小林委員 建設事業と見たときに、当該地域は仙台市の「百年の杜」将来像の中で、「みどり豊かな産業活動空間」という地域になっている。現地はまさに産業の空間であるが、資料の中にある本発電所の絵を見ると、周りに木が植えてあるような計画となっている。ただ、その環境をどういうふうにつくるかという、そのあたりの記述が見えない。本施設の景観イメージをある程度持つて計画されることを期待したい。

事業者1 準備書の8.9-40ページに記載しているが、今回、施設設計に当たって、海側に高木の植栽をするとか、施設は非常にコンパクトな設計にして、工場然とした大規模な施設が建つような形にはしないようとする。色彩についても、周辺との調和を重視したアースカラーとか、景色に溶け込むようなグレー系をベースとした色彩をとるとか、こういった環境保全措置について記載しており、地域の景観に溶け込むような景観コンセプトを示している。

小林委員 周りに溶け込んだらいいではなくて、例えば、新しくより良い環境をつくるという視点で取り組んでいただくのが、環境アセスだと思う。そういう創造の視点でぜひお願いしたい。

事業者1 杜の都の景観計画においてもゆとりある空間、緑豊かな業務環境といった内容がある。そういう点で、今回、施設配置としては、準備書の1-10ページに完成予想図を示しているが、海側に高木の植栽を行い、海からの景観も含めて、周辺から見たときに殺伐とした形にならないように検討している。

今後も、そういう点を踏まえながら検討していきたい。

西條委員 この地域はもともと戸建て住宅が密集していて、中に煙があつたり植栽がたくさんあつたりする住環境であった。人々が長年、数百年にわたって暮らしてきた地域である。今後、震災の慰霊の公園ができたりと、そういう環境

	に整備されていくと思う。そういう地域の履歴に基づいて、工業地帯だから工場みたいなものをどんどん建てればいいという、そういう感覚で土地を扱ってほしくないという気持ちである。
事業者1	今回の（仮称）仙台高松発電所の場所は、もう一方の火力発電所の立地場所とは異なり、震災前から民家はなく、もともと工業専用地域だったところである。ただ、現状の周辺景観を踏襲する必要はないという点については、先ほど説明した形で配置計画などの検討を進めていきたい。
風間会長	先ほどのCO <sub>2</sub> について、評価書で書かれるという話もあったが、その前に、本日、幾つか指摘があった、例えば数値をきちんと求めて不確実性も含めて記載していただくということについて、きちんと回答いただきたい。
事業者1	排出量や森林での数値として出すのは難しいが、例えば、石炭火力発電と同等の電力との関係による削減効果という形で提示することであれば可能だと思っている。
風間会長	排出量はそういう形でごくわかりやすくていいと思うが、持ってくる先の森林の持続可能性についてどうなのか。恐らくそういう計算はされているので、その一部を見せていただけると、納得しやすいと思うが、いかがか。
深見委員	取引先が森林認証を取っている会社であれば、その森林認証の中身で、持続可能な森林管理が証明できるわけだから、その公表されている森林認証計画みたいなものを出すことも一つのやり方だと思うが、いかがか。
事業者1	了解した。当然、森林認証を確認するというのは大前提であるので、どのような形で持続可能性を我々が確認しているか、次回説明したい。
風間会長	お願いする。 ほかにあるか。 それでは、追加の意見等あれば、後ほど事務局に提出をお願いする。 なお、次回は答申案について議論したい。
(審議2)	
風間会長	次に、（仮称）仙台バイオマス発電事業に係る環境影響評価準備書について、事務局から説明をお願いする。
事務局	本準備書については、8月28日から1ヶ月縦覧を行っており、意見書の提出期間は10月11日までで、意見書の有無及び内容については、次回の審査会で報告する。
事業者2	準備書の内容については、別冊資料2に基づき、事業者から説明をお願いする。
風間会長	(別冊資料2について説明) ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見をお願いする。
山崎委員	(仮称)仙台高松発電所建設計画でも大分議論になった燃料に関して、国内産をなるべく多く取り入れていくことになっているが、外国産がメインに

事業者2

なっている。外国産を持ってくるということは、考え方としてはカーボンニュートラルであっても、輸送に対してそれなりのCO<sub>2</sub>を出すというところをきっちり評価していただきたい。

国内産に関しては、どうしても努力目標的な書き方になってしまっているが、具体的な見通しを示しながら、割合を高めていってほしい。

特に東北に関しては、現在、供給のほうが限られた状態であり、多数の事業者が同時に並行していくので、取り合いにならないようどう考えるか。(仮称)仙台高松発電所建設計画の事業者はレノバ社とも協議するとあったが、どのように考えているか。

輸送に関するCO<sub>2</sub>排出量については、準備書で予測しているとおり、約2万トンとなる。これは国のカーボンフットプリント制度にのっとって、トンキロ法というやり方で、バルク船の外航船の排出係数を使って算定している。

一方、既存の電力を代替することによる削減効果が約2.8万トン程度なので、差し引いても2.6万トン。準備書には記載していないが、ペレットの製造であるとか、現地側での木材の収集にかかるCO<sub>2</sub>排出量もある。これらは、既存の文献等を参考に試算すると約1万トン程度となる。結果、差し引き約2.5万トンのCO<sub>2</sub>削減効果があることになり、これは約10万から15万戸の一軒家が太陽光パネルを屋根に置くのと同等の削減につながる。仙台市では約1.8万戸が一軒家なので、その約8割に匹敵するぐらいのCO<sub>2</sub>削減効果があると考えている。

国内材の利用については、我々も、地元の木で本来やりたいという同じ思いがある。そもそも日本国土の約66%が森林なので、資源としては十分である。例えば宮城県内でも100万立米ずつ蓄材量が毎年増えているという状況であり、木が豊富にある。

ただ、これは林業の長期的な衰退によって、切る人がいなくなった、機材にも投資できなくなった、林道も整備ができないということが課題になり、資源があっても下ろせないというところである。

これに対して我々は、先に需要を生み出すことによって林業側に投資が行われるというのを期待しているところである。

秋田県で我々は、出力20メガワットの発電事業を行っているが、そちらでは1.5万トンの地元の秋田杉の間伐材を使わせていただいている。これは秋田県内の木の10%を新たに需要創出したというところであり、林業側に人・物・投資が行われるようになっているところである。これまで使われていなかった間伐材等を、経済原理が成り立てば下ろせるようになるということがある。秋田の事例でも、どんどん木が増えているという状況なので、同じことができることを期待している。

ただ一方で、製材や合板材産業、製紙会社などの地元の木材事業者や、バ

イオマス発電との木材バッティングがあるので、こういったところの邪魔にならないようにやっていくことが、これから検討課題になる。

具体的な木材の調達については、今、県内のチップ製造の会社向けに我々の事業のご案内をして関心をいただいている。ただ、既存の業界に出している部分を振りかえてこちらにいただくことは考えていない。その際に出てくる使われない未利用材をどう出していくか、今協議をしている。そのため、今すぐ何トンという確約はいただけていない。これからどう出すかという点においては、我々長期の需要があるので、それに基づいて林業者と対話をさせていただいて、設備投資計画では一定程度受け入れる体制にはあるので、人や設備投資をきちんと立てていただければと思っている。取り合いになるのではないかという点においては、ぜひ（仮称）仙台高松発電所建設計画の事業者とも相談しながら、お互いの需要も含めれば、より一層林業者にとっては事業計画を立てやすい今後の未利用材の供給体制の構築につながると思っている。

小林委員

CO<sub>2</sub>関係について、評価項目の選定の表が準備書の7-3ページにあるが、二酸化炭素は供用における影響の中に入っている。この内容について、先ほどトンキロという計算であるというお話があったが、木材自体についてどう考えているかが余りはっきりしなかった。遠方から持つてくれればそれだけ大きいし、国内であればより少ないし、大きい船を使う、小さい船を使う、いろいろあると思う。長期的に見て、徐々に国内のチップを使えるようになると、トータルでCO<sub>2</sub>が下がっていくと思う。市民意見と今出てくるCO<sub>2</sub>の話はそういうことも含めて理解したいというところがあると思うので、そんな目線で公表していただきたい。

また、秋田でのスキームなど、既にいろいろ事例を持っているので、CO<sub>2</sub>の算出にそのあたり参考にされることをお願いしたい。

それと、準備書の1-24ページの表の一番右下、トンキロの中の単位だが、t/km・年になっているがt km/年の間違いではないか。

事業者2

まず、単位については、t.km/年であり、記載ミスなので、評価書で修正する。

輸送のCO<sub>2</sub>については、具体的にどこから何トン調達するというのはまだ現状、サプライヤーと協議しているところであるが、我々別案件で調達実績のあるカナダの西海岸を想定した距離で計算している。実際パームヤシがらも入れるので、それだともう少し距離が短くなるが、全量ペレットをカナダから輸入するという想定である。これが国内に置きかわると、ご指摘のとおり輸送のCO<sub>2</sub>も減っていくところなので、その辺の考え方を評価書の中で記載したいと思う。

山田委員

資源調達について、住民説明会の中でもご指摘をいろいろとされていると

思う。我々はできるだけその地域、国産の資源を活用してバイオマスの有効利用を図って、そういう社会にしていきたいと考えているし、当然ながらその配慮を説明などしていただいているのは大変嬉しいことであるが、そうはいっても、多くの部分を海外の資源に頼る中で、結果、御社が稼働される40年ぐらいのその耐用年数の中で、消費される資源を生むのに必要な現地の森林面積が担保されている状況が見込めるのかどうか。供給と生産がバランスがいくように長期的に見ていいかないと持続可能な社会づくりには寄与しないし、仙台市民としてもそういうことに配慮できる企業に頑張ってもらいたいわけなので、そのような説明をぜひ評価書の中でしていただきたいと考えている。

また、準備書の1-4-4ページ、工事中の排水に係る処理フローの中で、汚泥処理のフローがないので、示していただきたい。

これに関連して、準備書の8.9-2ページ、工事に伴う産業廃棄物の予測結果で、多くが汚泥である。この算出根拠がよくわからなかつたので、説明していただきたい。

また、準備書の8.9-4ページ、施設の稼働に伴う主な産業廃棄物で、排出処理汚泥等がないというというのは、下水道につなげているからという理解でいいのか、確認したい。

事業者2

海外での資源量について、持続可能性に配慮した森林から出てくる間伐材等でつくられたペレットを使うことが、固定価格買取制度で設定されている。具体的には、森林認証、FSC認証などをとった木材を使うということなので、当然ながら弊社もこれにのっとって調達をするというところである。

現地の森林の状況を調べると、既に実績のあるカナダでは94%が国有林なので、適正に管理と植林が行われている。そこで使われた製材であるとかおが粉、もしくは日本で言う間伐材のようなものをペレット化して供給いただくので、持続可能性に配慮されているというふうに確認はできると思っている。

米国になった場合も同様で、適正に管理されたところから調達させていただくが、例えばアメリカの森林局の統計を見ると、過去40年間で3割程度、蓄材量が増えているので、そのうちのまさしく製材に使われた端材であるとかおが粉を使わせていただくというところである。当然ながらFSC認証等々、ちゃんと植林が行われているところから調達するところである。これは評価書にきちんと記載したい。

汚泥処理フローについては検討して次回回答させていただく。

また、汚泥の算出根拠については、土建工事の会社と協議をして、想定の量の数値をもらっている。排出処理汚泥等がないのは下水処理だからである。

数値をもらっているからそのまま記すのではなく、その数値がどういう経

山田委員

	緯でもたらされたのか知りたい。
事業者2 山田委員	プラントメーカーと改めて確認して、次回、回答させていただく。 了解。
	また、FSCで認証を受けているから大丈夫であろうというのではなくて、現地の供給していただく事業者がどういうFSCの認証のとり方をされているのか、その条件として持続可能な森林づくりにどのように寄与されているのか、そういうところを、本審査会でもそうであるが、市民の方々に丁寧に説明し、これに基づいてしっかりと守っているということの説明責任があるだろうと思う。認証をとられているのはわかったが、その内容がわからないので、しっかりと説明する努力をしていただきたい。
事業者2 山崎委員	弊社は調達に当たって必ずサプライヤーを見に行って、森林も見に行っていいるところである。今後、きっちり説明できるようにしていきたい。
	大気質について、要約書の32ページで、蒲生と七北田川の河口でも浮遊粒子状物質がもともと環境基準を超えていたという話があったが、これはどういう背景で環境基準を超えるようなバックグラウンドになっているのか。
事業者2 山崎委員	蒲生汚水処理場における大気汚染物質の測定であるが、ここ2年ほど臨時に行われているもので、濃度としては浮遊粒子状物質が高くなっている。 ここからは想像だが、あの辺は防潮堤をつくる工事がずっとされていることなどから粉じんが巻き上がる可能性が高いのが一つ。あとは海が近いので海塩粒子、そういうものも多少入るのではないかと思っている。
	海塩粒子はそれなりにはあると思うが、そう簡単に環境基準に達するかは疑問だ。
事業者2 山崎委員	具体的にはどういう日に高くなって、風向きとか、その辺調べておいていただけないか。
	次回までに整理する。
事業者2 山崎委員	また、要約書33ページで、複合的な影響の予測結果があるが、この中で地点が1, 2, 3, あとBが出てくるが、恐らく地点の2と3は1桁数字が大きいのではないか。
事業者2 山崎委員	ご指摘のとおりであり、修正する。 お願いする。
	準備書でも数字の間違いではないかと思うところが複数あるが、それを一々ここで指摘するのもどうかと。
風間会長 山崎委員	後でまとめて事務局に送っていただくということで、よろしいか。
事業者2 山崎委員	何力所かあるので、後で一覧をお送りさせていただく。 承知した。
	大気環境に関しては、ほかの事業等との重ね合わせの検討もされているが、いずれにしても付加的に窒素酸化物やばいじん、PM2.5が多少なりとも

	入ってくるのは否定できないことなので、この辺の対策、監視、それから情報公開はしっかりとやっていただきたい。
風間会長	観測するときにできれば時間とか日にちをうまく選んで、防潮堤の工事をやっている日曜日を選ぶとか、風が東のときに海のものが飛んでこないときを選ぶとか、工夫して、ぜひわかりやすくまとめていただきたい。
牧委員	植物について、準備書の8.5-2ページに植物と動物の調査範囲が書かれている。その調査範囲の北西側に養魚場が以前あって、そこに複数の、レッドデータに記載されているような植物が生育していたことがわかっているが、今回はそこの調査はされていない。あの部分は埋められたりして水がないような場所になっているのか。あるいは養魚場の跡はあるが、何らかの理由でそこの調査をなさらなかったのか、教えていただきたい。
事業者2	元養魚場のところは調査範囲からは少し外れていて、私有地であるし、現地調査を実施している間にも元養魚場のあたりで工事が行われており、その状況が変わっていっている。
	そのため、今回の現地調査の中ではそちらのエリアのデータはとっていない。
牧委員	それは地権者の問題が全てこの調査を妨げる要因になっていると考えているということか。
事業者2	調査の範囲を考えるときに、蒲生干潟と七北田川の河口を重点的に調査することとしたので、干潟と養魚場の間は堤防で隔てられており、この堤防よりも干潟側を重点的に調査した。
牧委員	情報として伝えておくと、住民の方もご存じの方もおられたが、養魚場のところにはかなり珍しい植物があって、仙台市唯一の産地の植物もあつたりする。場合によっては、調査地としてそこまで含めたほうがよかつたのかなと思う。
事業者2	意見として頂戴する。
小林委員	景観について、特に慰靈施設の背後の建物をずらすなど、配慮しているのはよくわかったが、高い木を植えるということで、パースの図を見ると、余り大きな木には見えない。竣工後、割合早い時期に既に隠れていないと意味がないと思うので、その辺を配慮した植樹をして、かつ、その状況をなるべく早い時期に確認していただきたい。
	準備書の11-16ページに事後調査スケジュールが出ているが、景観は、工作物の出現の時期が最後のほうになっている。できれば2023年、令和5年の終わり頃で一回確認いただきて、それが市民の意見を反映したような形でうまくできているのかを見て、もし問題があればそこで一回手直しできるというようなスケジュールをぜひ組んでいただきたい。
事業者2	了解した。

小林委員

パースについては、10メートル程度の植栽が植えられた場合の想定である。そこからさらに高くなる可能性は低いかと思うが、配慮する。

高い木で隠すことについては今対策として検討はしているが、一方、元住民の方とのお話で、余り密集して植樹すると野鳥の巣ができてしまい、そうすると糞の被害があって、それが慰靈碑にかかると困るということも一部でいただいている。こちらについては蒲生千潟の専門家にご意見をいただきながら、どういった樹種が近隣の環境と景観を両立させるような計画にできるかということを見直していきたいと考えている。

了解した。

樹高についてだが、仙台市だとかなり大きい街路樹も植えてあり、大体20メートル近いのが普通に使われていて、10メートルというのは建物と比べると割と小さい。もちろん密集させてということではなく、そこは適正にではあるが、最初のうちに背が高いのは難しいと思うが、ぜひうまく検討していただきたい。

事業者2

西條委員

了解した。

資材や資源について、枯渇まではいかないだろうが、先ほども話が出ていた30年、40年続くのかという話だ。例えば建築材料で東南アジアからラワンという材料を日本でどんどん輸入して、昭和30年、40年代ころに建築材料として使い放題であった。ところが結果的にはなくなつて、今ほとんどラワン材が建築材料としては使えなくなつてしまつたという事例もある。今は見込みとしては大丈夫だという資材であっても、30年、40年、それがきちんと持続されるような管理体制が現地でできているかどうかということも含めて、今後もきちんと確認をしながら進めていってほしい。

また、供用による影響として、要約書43ページに燃焼灰のことについて触れているが、廃棄物の総量が再利用できる量も見込んで1万2,811トンということだが、燃焼灰はこのうちのどれくらい出るのか。

それから、その処理に関しては専門の産業廃棄物処理業者に委託するということで、お任せしてしまうのか。産業廃棄物の行き先、特に燃焼灰の行き先について、セメント原料とか土木工事の路盤材などへの再利用も考えているということだが、具体的な見込みを教えていただきたい。

事業者2

海外での木の資源について、我々も、地球環境をよくしたいという理念でできた会社である。例えば森林伐採が進んでしまったら本末転倒があるので、これは絶対に避けなければいけないことだと思っている。なので、例えば商社であるとかサプライヤーだけに任せることなく、我々もきちんと現地に入って、持続可能性を確認した上で、調達していきたいと考えている。

灰のリサイクルについて、本来であれば路盤材であるとかセメント原料、もしくはニーズがあれば土壤改良材に使える資源である。基本的には全量使

いたいという思いがある。一方で、地域性にもより、リサイクルできる事業者がいるのかどうかが一番重要になってくる。これについては具体的に処理先、リサイクル先と協議を行っているところであり、評価書では、もう少し確度の高い内容を示したい。

廃棄物における灰の量は、99%が燃焼灰になる。

西條委員 廃棄物の処理業者に委託して埋め立てるところでは、運搬についてはトラック輸送になるのか。

事業者2 トラック輸送となる。乾いた状態で搬出するのであればジエットパックというものを使って飛散に気をつけるとか、リサイクルの業者によってはウェットな状態で出してくれということもあるので、そういう場合には飛散防止のカバーをつけたもので対応するといった、排出する際の性状に応じた車両を選ぶように協議しているところである。

伊藤委員 資源の持続可能性を確認するという話があったが、数値的にも収支バランスのところ、光合能力と使う量のバランスで、ずっと持続可能であるという確認がとれるような式があれば、そこも示していただきたい。

事業者2 数値としてほぼ無限に近いのが実際のアメリカであるとかカナダの森林であるが、具体的に森林の蓄材量がわかれば、カナダやアメリカでの数値を示したい。

増えていくうちのごくごくわずかな量を利用させていただくようなイメージであり、持続性に配慮した式というのはちょっと難しいが、既存の材の量が多過ぎるので、0.00何%とかを使うというイメージである。

当然ながら木は再生可能なものであり、一旦切っても三、四十年すればまたもとの高さに戻るものである。面積もしくは蓄材量等にその辺の比較ができるようにしたいとは思う。

伊藤委員 私なりに計算してみた。世界の森林の生産力、光合能力が1年間で単位面積当たり何トンできるのかというのを、カーボンベースとか乾燥重量とか全部換算して計算したら、とても悲観的な結果になっている。もしそういう懸念は要らないということであれば、木質バイオマス発電は持続可能な社会にとても貢献すると思うので、そこをぜひわかるようにしていただきたい。

事業者2 了解した。

遠藤委員 蒲生干潟で動物の調査をされているが、干潟なので潮汐の影響が出てくると思う。調査した時間を明記して、満潮のときに調査したか、干潮のときに調査したかを書いておいたほうがいいのではないか。

それと、哺乳類で出てきたのがタヌキとキツネぐらいということだが、キツネの餌となるようなネズミが出ていない。もしかしたら鳥を食べている可能性はあるが、ちゃんとデータがとれているのか不安を覚えた。

干潟の中だけを調査されていたようだが、その周辺の草地なども利用して

	移動して暮らしている可能性があるので、全体として生物の生息状況を把握するような形で考察すべきではないか。
事業者2	準備書には、現地調査の方法としては概要のみの記載となっているので、次回、調査を実施した時間帯など含めてもう少し調査内容の説明を資料で示したいと思う。
風間会長	それでは、追加のご意見等があれば、後ほど事務局にご提出をお願いする。次回は本日の意見等について、事業者の対応方針をお示しいただき、さらに審議を重ねたいと思う。
(審議3)	事業者の方はご退出をお願いする。
風間会長	次に、(仮称)仙台芋沢太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書について、事務局から説明をお願いする。
事務局	本準備書については、8月16日から1ヶ月縦覧を行っており、意見書の提出期間は10月1日まで、意見書の有無及び内容については、次回の審査会で報告する。
事業者3	準備書の内容については、別冊資料3に基づき、事業者から説明をお願いする。
風間会長	(別冊資料3について説明)
風間会長	ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見をお願いする。
事業者3	パネルの下はどういった形になるのか。裸地のままか、それともコンクリートか何かで固めるのか。
風間会長	杭で固定する形になる。
事業者3	その周辺は、木を伐採した裸地を草が覆うような形になるのか。
風間会長	今のところは、クローバーなどを敷き詰める予定である。
事業者3	植被するような形か。
風間会長	そうである。
伊藤委員	了解した。
事業者3	事業対象区域内に、小さいため池などの水辺環境が点在しているとあるが、どのくらいあって、そこはどうするのか。
風間会長	ため池に関しては水利組合や農業用水で使うが、関係者と協議した上でどういう取り扱いにするか検討していく。
伊藤委員	残すのか。
事業者3	そうである。
伊藤委員	了解した。
牧委員	ため池が非常に多いということだが、そこに水生植物の貴重なものが残っているということが最近よく言われる。今回は踏査するだけなので、恐らく沈水性の植物の状況をチェックできないのではないかと危惧する。

また、ため池を落水させた場合に、落水後に生じる植物群というのが最近注目されていて、その中には現状では未記載であるような絶滅危惧植物に当たるもののが出てくる可能性がある。調査時期としては、早春、春、夏季、秋季となっているが、もしため池の落水があるようであれば、落水後の冬季、冬になる直前の調査を含めていただきたい。

事業者3

山田委員

検討させていただきたい。

ため池については、私もきちんと調査していただきたいと思っている。環境影響評価項目の選定に、例えば存在による影響の「改変後の河川・湖沼」において、配慮項目でもいいので、「水の濁り」を評価項目に選定していただきたい。森林が伐採された表土から、栄養塩類などの酸化体がよく出てくるような議論がされている。ため池にそういうものが混ざってきて、富栄養化とか質的な変化を伴うような現象があるのであれば、前もって調査をして評価をお願いしたい。

事業者3

小林委員

了解した。検討させていただく。

景観について、要約書の47ページに可視領域という赤で塗った図があるが、これは当該敷地からG I Sデータか何かを使って見通せる場所を判別して、設定したのか。

事業者3

小林委員

そのとおりである。

そのとき、囲われた樹木がこのくらいあると見えるとか見えないと、そういうことは反映されているか。

可視領域の部分は、あくまでも地形データだけを使って解析したものであるため、建物とか樹林の影響までは加味されたものではない。

今、評価地点については、見える位置、かつ重要な位置として8点設定しているかと思う。例えば福島でもパネルがたくさんあるところがあるが、遠くから見ても非常にインパクトのある姿をしている。日常的に重要だと思われる箇所から見えなければいいではなく、少し小高いところから削れている様子が見えてしまうのは余りいいことではない。評価地点の設定については、日常使われるということだけではなく、また樹林で見えないということも含めて検討していただきたい。

山崎委員

最近、豪雨とか洪水とか土砂災害、そういう話がある。ひどい雨が降ったときにどういう流出をするかという観点での調査、予測が必要だと思う。予測に関しては流出係数の変化などで評価されると思うが、そういうものの基礎になるような流量の調査がちゃんと入っているか。

事業者3

要約書の24ページに、現地調査としては晴天時の春夏秋冬の4季行うが、そのほかに降雨時ということで2回の調査を予定している。こちらのほうで降雨があった場合の流出状況については把握できると考えている。

山崎委員

大き目の雨があったときに調査をする予定なのか。

事業者3	なるべく一連の降雨量のあるときには考えているが、一方で調査員の安全もあるので、余り強い、例えば特別警報などが出ているときには控えさせていただこうと思っている。
山崎委員	もちろん安全は配慮していかないといけない。 一方で、現状の地形の場合にどういうリスクが出るかはやはり予測する上では非常に重要なと思うので、よく考えて実施していただきたい。
風間会長	置き放しの簡単な水位計などをため池のところに置いておければ、どれだけ水が上がって下がってということが、人が行かなくても1年間は測れる。そういうことを、ぜひ考えてもらいたい。
西條委員	事前調査書の2~3ページを見ると、この土地は、小高い山の上であるが、標高はどれくらいか。今回の台風でもソーラーパネルが吹き飛んだ事例があり、風の影響をどれくらい受けるかによって、架台の強度などに影響していくと思うので、風の調査も必要ではないか。
事業者3	検討させていただく。 パネルについては、基本的には経済産業省からJIS規格に適合するようになるとある。風に関してはおよそ毎秒50メートルから毎秒60メートル吹いても飛ばないようにという基準があるので、それにのっとって設置する形になる。
遠藤委員	動物の調査について、哺乳類でトラップを使った調査などを予定されているが、この調査地点の設置理由があれば表でまとめて提示していただきたい。
事業者3	調査地点の選定については、平成27年度の仙台市植生図と現地踏査の結果をもとに設定している。今手元にその地点の特徴等をお示しする資料がないので、次回の審査会までに準備させていただきたい。
遠藤委員	お願ひする。
山崎委員	要約書の5ページの下のほうに地域貢献について記載がある。ここで遊歩道等を整備するとあるが、敷地の中は人が出入りできるような形になるのだろうか。地域の人にとってはいいと思うが、一方で施設に対していたずらがあったりなどの心配はないか。
事業者3	基本的には残置森林として残す部分を利活用する形である。そこに関しては、人が出入りできる状態になる。 一方、発電所事業内に関しては、設備関係の造成した部分の外周に高さ180センチメートルくらいのフェンスを設置する。進入道路に関しても、管理用道路はフェンスで囲って進入できないような状態にする。
山崎委員	モザイク状に入ってくる施設の部分は全部囲うということで、理解した。
丸尾委員	パネル等に金属などを使われると思うので、20年間設置して、朽ちてしまう可能性がある。そういう観点で、土壤の酸性度などを事前に調査しておいてはいかがか。

事業者 3	検討させていただく。ボーリング調査等も行うので、その辺できればと思う。
風間会長	それでは、追加のご意見等があれば、後ほど事務局にご提出をお願いする。次回は本日の意見等について、事業者の対応方針をお示しいただき、さらに審議を重ねたいと思う。
(審議 4)	事業者の方はご退出をお願いする。
風間会長	次に、(仮称)仙台市岩切山崎今市東土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書について、事務局から説明をお願いする。
事務局	本準備書については、8月28日から1ヶ月縦覧を行っており、意見書の提出期間は10月11日まで、意見書の有無及び内容については、次の審査会で報告する。
事業者 4	準備書の内容については、別冊資料4に基づき、事業者から説明をお願いする。
風間会長	(別冊資料4について説明) ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見をお願いする。
小林委員	景観について、大きく改変される本事業の特性により、準備書の8.11-27ページの環境の保全及び創造のための措置において、近景域では景観が大きく変化するとあり、そのとおりだと思う。こういった開発では遠景はほとんど問題にならず、近景こそが大事である。それに対して、近景の観測点は交差点のところしかない。もう少し近く、もしくはこの区域の中にポイントを設けて評価していただきたい。
事業者 4	また、幹線道路沿いの一般的な景観でありスカイラインに大きな変化はないと準備書に書いてあり、全くそのとおりだと思う。だが、環境アセスをするときは、どこにでもあるような幹線沿いの景観をどうするかということを議論すべきだと思う。その辺は、近景の創造をもっと考えていただきたい。
小林委員	良好な環境をつくることを掲げているので、今までどおりではなく未来志向で考えていかなくてはいけない。緑化のことが既に書かれているが、商業側についても同じことを考える必要がある。入ってくる事業者にお任せでは同じようなものができてしまうので、例えばプランナーを入れるなど、少し考えていただきたい。
事業者 4	近景域については、人が集まる主な場所が余りなかったので、設定として特に選んではいなかった。辛うじて跨線橋から見えるので、そこを選んだ。
小林委員	創造するところが見えなくては評価にならない。 例えば、調整池のところはものすごく変わるわけである。モニタージュ写真を見るとそのことがよくわかるが、これでいいとは言えない。仙台市の緑への考え方などを踏まえてどう創造するか。ぜひそのような視点で観測点を

	選定し進めていただけないか。
事業者4	検討させていただく。 緑については調整池の周辺、特に幹線道路沿いに緑化の計画をしており、また、業務用施設等については比較的厚めの宅地内緑地の計画をしている。商業地についてはそこまでの検討はできていない。
風間会長	調整池の周りを緑で囲うということだが、3つある調整池のうち、せめて1つか2つぐらいは、いわゆるコンクリート張りの調整池ではなく、協議にもよるとは思うが、いい水辺空間をつくるような形にできないか。
事業者4	防災調整池の目的は、流出増となる部分の抑制であるので、下水道管理者からするとその機能を優先すべき部分である。水辺空間の併用については、安全面の確保など、万が一何かあった場合のこともあるので、今後、関係部局と協議を進めていきたいと考えている。
風間会長	上手に整備・管理している調整池はいっぱいあり、今回の調整池はそれほど水深も深くなさそうなので、安全面についてよく検討し、実施していただきたい。
伊藤委員	交通量について、計画地あたりは交通渋滞が今でも大変なところである。こういう物流拠点ができるとますます交通量が増え、その対策として交差点の改良、それから補助幹線道路をつくるという計画であるが、これだけでは根本的な解決にならないのではないか。
事業者4	根本的解決とおっしゃる、現状の交通渋滞をなくすことではなく、本事業における負荷をできるだけ増やさないという対策については、今の計画の中である程度達成できていると認識している。あとは実情を見て、必要な対策は引き続き検討していきたい。
伊藤委員	交通量の増加については、仙台市の交通政策や都市計画との関係もあり、事業者だけの問題ではないと思うが、高い住居環境を目指すという目的からすると非常に懸念される事項かと思う。その辺、できるだけ軽減できるようにしていただきたい。
事業者4	私どもも計画上の一一番の課題だと思っているので、引き続き検討させていただく。
伊藤委員	お願いする。
山田委員	準備書の8. 12-3ページ、仮設沈砂池等で堆積汚泥は出ると思うが、当然ながら廃棄物なので、盛り込んでおくべきではないか。
事業者4	仮設沈砂池については、コンクリート打設は基本的に考えておらず、周りを仮設のシートパイルで仕切り、深く掘り込んだ形の沈砂池を考えている。その撤去による廃棄物は余りないと考えている。
山田委員	土砂は堆積しないのか。
事業者4	堆積の土砂については撤去して、乾かして盛土材として使う。

山田委員	了解した。そのことを記載願う。
山崎委員	大気質関係の予測について、濃度の分布図では、対象区域の外側に濃度のセンターが入っている。対象区域の一番西のほうに現状で民家がある。その位置での評価はどうなのか。
事業者4	周辺に与える影響という観点で予測評価している。事業対象区域内に、現況で民家はあり、開発せずに残る場合もあるが、その箇所での予測まではしてはいない。地権者も、事業者として捉えている。
山崎委員	その方々は、移転する形なのか。
事業者4	基本的にはそのまま残る。
山崎委員	だとすれば、事業対象区域内であってもケアする必要はないか。
事業者4	今回の環境アセスの評価対象としてはいなかつたが、住環境の保全は地権者、事業者側の皆さんであってもお約束の事項になるので、ご指摘を踏まえて対応策を検討したい。
風間会長	先ほど沈砂池の砂を盛土材に使うとあったが、それを盛土すると液状化のリスクが高まる。締固めで対応するとあるが、N値の設定など目標値を明確にしていただきたい。
風間会長	それでは、追加のご意見等があれば、後ほど事務局にご提出をお願いする。
(審議5)	次回は本日の意見等について、事業者の対応方針をお示しいただき、さらに審議を重ねたいと思う。
風間会長	事業者の方はご退出をお願いする。
事務局	次に、鶴ヶ谷第二市営住宅団地再整備事業に係る環境影響評価方法書について、事務局から説明をお願いする。
事業者5	本方法書については、7月25日から1ヶ月縦覧を行っており、意見書の提出期間は9月9日までで、意見書の有無及び内容については、次回の審査会で報告する。
風間会長	準備書の内容については、別冊資料5に基づき、事業者から説明をお願いする。
山崎委員	(別冊資料5について説明) ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見をお願いする。
事業者5	大気質や騒音等の予測の考え方について、本事業の工事期間は非常に長く、しかも工区ごとに工事の場所が変わって進んでいくということになるが、予測の対象として、ターゲットをどう考えているか。
山崎委員	予測の考え方については、工区に分けて工事を実施するが、今後、設計が進んでいく中で、工事のピーク時期が分かってくるので、まずそこをターゲットにして予測をする。ピーク時期以外の工区や時期については、これより影響は小さいという考え方である。
	工区ごとに順番に工事をする場合、区域内に人が住んだ状態で進んでいく

- ことになる。それを考えると、最初の工区のピーク時期をまず評価しておかないといけないかと思う。
- 事業者5 最初が重要という考え方をご指摘のとおりなので、今後、検討していきたい。
- 小林委員 最近、建築業界でよく言われるのが、周りが建て込んでしまったおかげで、昔の団地にはゆとりがあつて、いい環境が残っているということだ。そういった観点で見たときに、既存の環境の調査、例えば樹木やスペース、これらをきちんと明らかにして、マスター・プラン的に長い時間をかけて環境をどうつくっていくのかを考えないと、徐々に工事が進むにつれて、状況が少しづつ変わっていくと、統一感のないものにでき上がってしまう。現状の環境を調べて、それをどうするかということを計画等で明らかにする必要があるのではないか。そういう観点で環境をどうつくるか、残すものをどう残すかということを考えていきたい。
- 事業者5 工事は何工区かに分け、10年以上かかる予定である。ただ、全体の計画、緑化なども含めた敷地計画は工区ごとではなく、敷地全体で考えたいと思っている。今年度から基本設計の中で、今ご提案のあったことも含めて検討していきたい。
- 小林委員 駐車場が近くにあって利便性がいいこともあるが、住棟があって駐車場があって、住棟があって駐車場があつてというのは、建てたときとあまり変わらないような計画だと思う。今と同じようなものが出現しても、新しいだけで、環境的には古い団地と変わりなく、魅力がないということだと、あまり良い計画にはならない。基本計画等の最初がまさに大事だと思うので、既存を縮小してということでなく、どういう環境をつくるかという視点で、進めていただきたい。
- 事業者5 方法書の1~4ページの空中写真にあるように、住棟は6.0棟、2階建てから9階建てまであり、4階から5階建ての住棟がびっしりと詰まっているようなイメージである。なおかつその住棟にはエレベーターが無い等いろいろな問題がある。今後、1~7ページにある10棟の絵のように建替えていく予定で、これをベースにこれから基本設計の中で全体の計画を進めてまいりたい。
- 小林委員 よろしくお願いする。
- 西條委員 事前調査書の1~4ページに空中写真があって、要約書の3ページに計画図があるが、できれば既存の状態もイラスト的で結構なので、つくっていただきたい。
- また、有効活用地にはどういうものを設定しているのか。
- それと、要約書の4ページにある事業の実施工程計画で、実施設計と工事のサイクルは明確にわかるが、事前の環境影響評価と供用後の事後調査のス

	ケジュールが入っていない。この辺のサイクルを入れてもう少し具体的につくっていただきたい。
事業者5	<p>環境影響評価の工程については、評価書の提出までの記載になっていた。ご指摘を踏まえ、準備書では事後調査計画も含めた環境影響評価の工程に修正し、事後調査計画の具体についても示したい。</p> <p>有効活用地の使用開始については、何回かに分ける予定であり、最初は令和13年ごろ、最後は令和17年ごろになる。</p> <p>有効活用地についてはそのときの社会状況を見ながら検討したいと思っており、今のところ全くの白紙である。ただ、有効活用地の使い方については、市営住宅のみならず住宅団地を含めた地域全体に与える影響が非常に大きいものと考えているので、地域の方々のご意見を聞きながら慎重に検討していきたいと考えている。</p>
遠藤委員	敷地内では、鳥類が樹木を利用しているとのことだったが、現在、樹木自体はどのくらいあるのか。
事業者5	方法書の1~4ページの写真にあるように、敷地内のおおむね中央付近に北から南に伸びて、鳥類がとまれそうな大きな木が何本がある。そのほかはほぼ草地の状況である。
遠藤委員	こういった樹木などがあると、団地の中も緑が多くていい環境だと感じる。新たに緑地していく中で、野鳥が入ってきやすいようにするとか、何か方針はあるか。
事業者5	現状では明確な計画はないが、樹木の確保という位置づけからすると、方法書の1~10ページ、景観計画の2段落目に記載しているが、杜の都の環境をつくる条例に基づき緑化率20%を確保するとともに樹木によることを基本として、整備計画を進めていくところである。
遠藤委員	隣に池があったり周りに街路樹がたくさん生えていたり、緑がたくさんあるいい環境だと思うので、そういうものを生かしたまちづくりをするといいかと思う。
事業者5	動物の鳥類の中で任意踏査して、どのような生息種がいるかということを把握した上で、その木に留まりそうな種が出現した時はそれをどのように設計に反映していくか、検討の余地があると思う。
風間会長	それでは、追加のご意見等があれば、後ほど事務局にご提出をお願いする。次回は本日の意見等について、事業者の対応方針をお示しいただき、さらに審議を重ねたいと思う。
風間会長	事業者の方はご退出をお願いする。
事務局	<p>【次第4 その他】</p> <p>それでは、次第4のその他に移るが、何かあるか。</p> <p>事務局から1点。</p>

事務局

・本日の審査案件に対する追加意見は、9月18日（水）まで。  
【次第5 閉会】  
《審査会終了》

令和2年 1月 9日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名

風間 飛



仙台市環境影響評価審査会委員

氏名

遠藤 菜緒子

